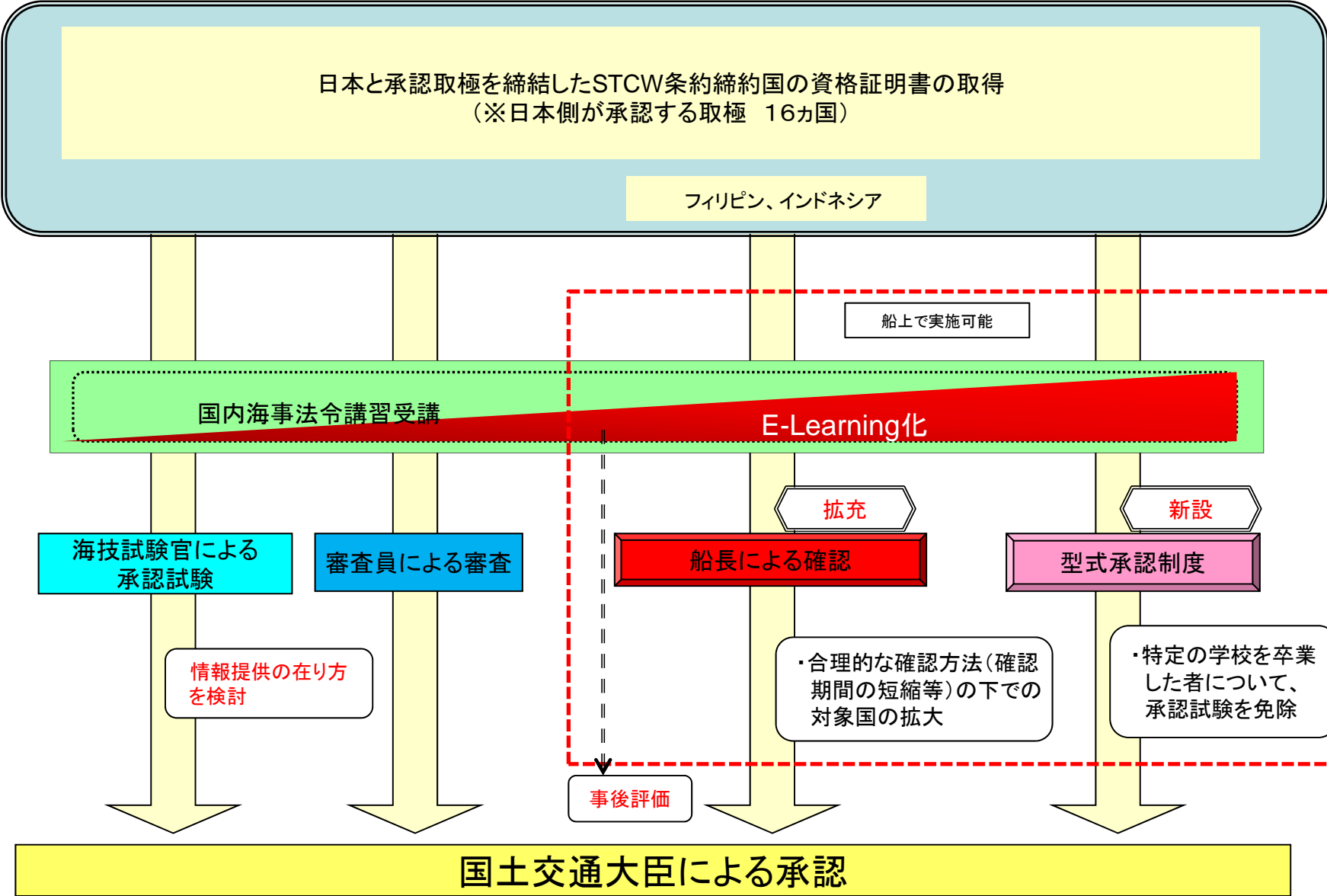


承認船員制度に係る簡素化・見直しの方向性(全体像)



船舶料理士資格制度の簡素化について

現行

A 20歳以上	弾力的措置 (H22.4~)
B 1年以上の船内調理経験	
C 船内調理能力の船長証明	

「廃止」

D 次のいずれかの要件の充足
①試験の合格 ←外国人船員に関しては、SECOJが実施 学科/実技
②(独)海員学校司ちゅう・事務科卒
③調理師、栄養士その他同等以上の能力認定

現状、大手外航船社が
(日本の船舶料理士試験受験のために)フィリピンの研修施設で開講している講習

改正後

A 20歳以上
B 1年以上の船内調理経験

C 次のいずれかの要件の充足
①試験の合格 学科/実技
②(略)
③調理師、栄養士その他同等以上の能力認定
↓ 船社研修施設における講習を「試験合格」と「同等」認定
① 学科/実技、修了試験を含む
② 実施主体は、船主協会または船社研修機関 (大手船社グループ以外の資格取得希望者も受け入れ)
③ ILO資格受有者に対する講習一部免除の可能性も検討
④ 認定に当たり、講師、講習内容等の要件を設定するとともに、国に対する実施報告を求める
⑤ 有資格者である第三者の関与の下、講習教材や修了試験を作成
⑥ 申請者は、実施主体の発行する講習の修了証明書を添付し、資格証明の発給を申請

衛生管理者講習の簡素化について

現行

STCW条約証明書受有者

SECOJによる追加講習
（「修了試験」含む。）

○座学： 4時間

（船員法及び検疫法）

○実習： 8時間

（止血、縫合、包帯、皮下及び
筋肉内注射、人工呼吸、心
臓マッサージ等）

改正後

STCW条約証明書受有者

追加講習（「修了試験」含む。）

○座学： 船上や船社研修施設等での受講が可能なE-Learningによる講習システムを導入する。

（同左）

○実習： ・船社研修施設等で実施

（同左）

・上記「座学」講習システムの教育内容に実技教育を組み込む（映像
現示）こと、実習方法の工夫等により、時間数短縮を図る。
（例）座学の修了試験と同時に陸上で行う場合でも、あわせて「所要
1日化」を実現。

- ① 実施主体は、船主協会または船社研修機関（大手船社グループ以外の資格取得希望者も受け入れ）
- ② 実技講師、講習内容等の要件設定を設定するとともに、国に対する実施報告を求める
- ③ 有資格者である第三者の関与の下、講習教材や修了試験を作成
- ④ E-Learningシステムによる講習イメージ
 - ・ 実施主体は、申請に応じ、DVD等の講習教材を申請者（船社経由）に交付。
 - ・ 本人による講習受講や修了試験受験を、「（DVD使用の場合）本人パスワードの付与」、「船長又は適切な管理者（船上以外での受講の場合）の監督下での座学の修了試験の実施」等により確認。
 - ・ 実施主体は、合格者に修了証明書を発行。
 - ・ 申請者は、実施主体の発行する講習の修了証明書を添付し、資格証明の発給を申請。

船舶保安管理者(SSO)講習の簡素化について

現行

STCW条約証明書受有者

(独)海技教育機構による追加講習(「修了試験」を含む。)

座学: 3時間

(国内の保安法及び日本の保安事情)

改正後

STCW条約証明書受有者

(独)海技教育機構による追加講習(「修了試験」を含む。)

座学: 船上等での受講が可能なE-Learningによる講習システムを導入する

(同左)

※ 上記システムによる場合の講習手数料を設定。

OE-Learningシステムによる講習イメージ

- ・ (独)海技教育機構は、申請に応じ、DVD等の講習教材を申請者(船社経由)に交付。
- ・ 本人による講習受講や修了試験受験を、「修了試験解答用紙等への自筆によるサイン」、「船長又は適切な管理者(船上以外での受講の場合)の監督下での修了試験の実施」等により確認。
- ・ (独)海技教育機構は、申請者(船社経由)からE-Mail、Fax等により(講習実施報告書とともに)送付された修了試験解答を採点。申請者(船社経由)に可否を通知し、合格者には修了証明書を発行。
- ・ 申請者は、(独)海技教育機構の発行する講習の修了証明書を添付し、資格証明の発給を申請。

危険物等取扱責任者講習の簡素化について

現行

STCW条約証明書受有者

船社による講習(船社研修施設)

*

- ・NYK-Fil Maritime E-Training, Inc.
- ・MOL Training Center
- ・K Line Maritime Academy Philippines Inc.

座学: 2時間

(船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海防法並びに船舶安全法並びにこれらに基づく命令)

改正後

STCW条約証明書受有者

船社による講習

座学: **船上等での受講が可能なE-Learningによる講習システムを導入する**
(同左)

- ① 講習実施主体は、船社(現行どおり)
- ② 講習内容等の要件を設定するとともに、国に対する実施状況の報告を求める
- ③ E-Learningシステムによる講習イメージ
 - ・ 船社は、DVD等の講習教材を申請者に交付。
 - ・ 船社は、本人による講習受講を、「(DVD使用の場合)本人パスワードの付与」、「履修状況を確認できるような講習教材の工夫」等により確保。
 - ・ 申請者は、講習の受講証明書を添付し、資格証明の発給を申請。